

議案第59号

動産の取得について

下記動産を取得するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月19日提出

沼田市長 横山 公一

記

- 1 取得する動産 新沼田市学校給食センター用食器カゴ及び食缶
- 2 契約方法 随意契約
- 3 契約金額 50,849,964円
- 4 契約の相手方 高崎市中居町2丁目6番地2  
日本調理機株式会社 群馬営業所  
所長 藤原 雅友

(議案第59号 参考資料)

取得する動産 新沼田市学校給食センター用食器カゴ及び食缶の内訳

(1) 飯椀カゴ 40個用	1 2 5 個
(2) 飯椀カゴ 20個用	6 4 個
(3) 汁椀カゴ 40個用	1 2 5 個
(4) 汁椀カゴ 20個用	6 4 個
(5) 仕切皿カゴ	2 9 3 個
(6) カレー皿カゴ	2 9 3 個
(7) お盆カゴ 40枚用	4 6 個
(8) お盆カゴ 30枚用	1 4 1 個
(9) 備品カゴ	1 7 2 個
(10) 米飯食缶SWJ-13VK	4 6 個
(11) 米飯食缶SWJ-09VK	1 2 1 個
(12) 和え物食缶	1 7 0 個